

令和6年1月12日  
(照会先)  
厚生年金保険部長 村上 達雄  
(電話直通 03-6892-0773)  
国民年金部長 高橋 勝  
(電話直通 03-6892-0764)  
経営企画部広報室長 清野 秀明  
(電話直通 03-5344-1110)

報道関係者 各位

令和6年能登半島地震により被害を受けられた皆さまへのお知らせ

(厚生年金保険料等の納期限の延長について)

(国民年金保険料の免除及び口座振替について)

令和6年能登半島地震により被害を受けられた皆さまに心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈りいたします。

このたび、厚生労働省告示第3号が公布されたこと等にともない、別添1及び別添2のとおりお知らせいたします。

別添1: 厚生年金保険料等の納期限の延長について

別添2: 国民年金保険料の免除及び口座振替について

## 日本年金機構

被災された事業主・船舶所有者の皆さまへ

**厚生年金保険料等の納期限の延長について**

令和 6 年能登半島地震により被害を受けられた皆さまに心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復旧・復興をお祈りいたします。

**1 厚生年金保険料等の納期限が延長されます**

- 令和 6 年能登半島地震による災害に伴い、対象地域に所在地を有する事業所、船舶所有者については、令和 6 年 1 月 12 日付け厚生労働省告示により、令和 6 年 1 月 1 日以降に納期限の到来する厚生年金保険料等（※）の納期限が延長されます。

（※） 厚生年金保険料（特例納付保険料、高齢任意加入被保険者及び第四種被保険者の保険料を含む）、船員保険料、全国健康保険協会の管掌する健康保険料、日雇特例被保険者の保険料、子ども・子育て拠出金、厚生年金基金の特例解散にかかる責任準備金相当額における徴収金、1号加算金及び2号加算金

**2 延長後の厚生年金保険料等の納期限は、後日お知らせします**

- 延長後の厚生年金保険料等の納期限は、今後、被災者の状況に十分配慮して検討し、厚生労働省告示で定めることとなり、決定後にお知らせいたします。

**3 口座振替で納付されている事業主・船舶所有者の皆さま**

- 令和 5 年 12 月分厚生年金保険料等については、令和 6 年 1 月 31 日の口座振替は行われません。後日お知らせする納期限までに令和 6 年 1 月 20 日頃に送付される納入告知書にて納付してください。
- 令和 6 年 1 月分以降の厚生年金保険料等についても、延長後の納期限が決定するまでの間は、決定後の納期限までに毎月 20 日頃に送付される納入告知書にて納付してください。
- なお、口座振替の再開については、延長後の納期限が決定した際に、改めてお知らせしますが、再開を希望される事業主等の方には個別に申出をいただき対応いたします。

**4 納入告知書にて金融機関等の窓口で納付されている事業主・船舶所有者の皆さま**

- これまでと同様に「納入告知書」を送付いたします。

## 5 延長後の納期限が決定するまでの間の厚生年金保険料等の納付方法について

- 納付書または納入告知書を用いて金融機関の窓口等で納付することが可能ですが、改めてお知らせする延長後の納期限が決定するまでの間は、納付していただくかまいません。別途お知らせする納期限までに金融機関の窓口等で納付していただきますようお願いいたします。

※ 送付される納入告知書は、第3片目の「納入告知書 納付書 領収証書」のみ納期限を抹消していますが、金融機関等の窓口では使用できません。

※ 令和5年11月分厚生年金保険料等の納入告知書については、納期限を抹消しておりませんが、納期限の延長の対象となります。

## 6 延長後の納期限が決定するまでの間の督促状と延滞金について

- 令和5年11月分以降の厚生年金保険料等は、納期限の延長となっている期間、督促状の送付はされず、延滞金はかかりません。


## 7 納期限の延長の終了後も厚生年金保険料等の納付が困難な場合は「納付の猶予」の制度があります

- 納期限の延長の終了後も厚生年金保険料等の納付が困難な場合は、申請をいただくことにより、「納付の猶予」が適用される場合があります。延長期限確定後に管轄の年金事務所へご相談ください。
- 「納付の猶予」の申請には「り災証明書」等が必要になります。

[対象地域一覧]

指定地域
富山県、石川県

お問い合わせは「被災者専用フリーダイヤル」へ！

 0120-808-678

ガイダンスに従い【2】を押してください。

受付時間： 月曜日午前8：30～午後7：00

火～金曜日午前8：30～午後5：15

第2土曜日午前9：30～午後4：00

※お問い合わせは、最寄りの年金事務所でもお受けしております。

※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に午後7時まで相談をお受けします。

被災された国民年金被保険者の皆さまへ

## 国民年金保険料の免除及び口座振替について

令和6年能登半島地震により被害を受けられた皆さまに心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復旧・復興をお祈りいたします。

### 1 申請に基づき、国民年金保険料が免除になります

- 令和6年能登半島地震による災害で被災し、住宅、家財、その他の財産について、おおむね2分の1以上の損害を受けられた方等は、ご本人からの申請に基づき、国民年金保険料が免除になります。


免除となる対象者の範囲の詳細や申請手続については、市区町村又はお近くの年金事務所へお問い合わせください。

### 2 口座振替の停止をすることができます

- 保険料の口座振替を利用されている方で、被災により今後の保険料納付が困難な方は、口座振替の停止をすることができます。お近くの年金事務所までご連絡いただくか直接、振替先の金融機関本支店に停止のご連絡をお願いします。

\* ご連絡の時期によっては停止することが出来ない場合がありますのであらかじめご承知おきください。

お問い合わせは「被災者専用フリーダイヤル」へ！

 **0120-808-678**

ガイダンスに従い【1】を押してください。

受付時間： 月曜日午前8：30～午後7：00  
火～金曜日午前8：30～午後5：15  
第2土曜日午前9：30～午後4：00

※お問い合わせは、最寄りの年金事務所でもお受けしております。  
※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に午後7時まで相談をお受けします。